

特定事業所集中減算に係る届出書（記入例）

別紙 1

令和 年 月 日

世羅町長 様

開設者 法人所在地 広島県世羅郡世羅町大字本郷〇〇番地
 法人名称 株式会社広島介護サービス
 代表者の職・氏名 代表取締役 広島 一郎

特定事業所集中減算の状況については、次のとおりです。

事業所	名称	〇〇居宅介護支援事業所								
	所在地	(〒 722 - 1112) 広島県世羅郡世羅町大字本郷〇〇番地〇								
	連絡先	電話番号	電話番号			電話番号	電話番号			
介護保険事業所番号	3	4	0	0	0	0	0	1	記入担当者氏名	広島 次郎
いずれかのサービスで80%を超えている状況	① 80%を超える（正当な理由あり） ② 80%を超える（正当な理由なし） ③ 80%を超えない （ ①及び②の場合は、前期の場合は9月15日まで、後期の場合は3月15日までに担当窓口へ提出すること（15日が閉庁日の場合は、その直前の閉庁日まで）。 ③の場合は、当該書類を事業所で5年間保存しておくこと。 ）									

1 判定期間

令和 2 年度	前期	・	後期
---------	----	---	----

2 判定期間における居宅サービス計画の総数(前期の場合は3月～8月、後期の場合は9月～2月を記入)

判定期間	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
居宅サービス計画総数	52	52	53	55	54	51	317

3 80%を超えている場合の正当な理由

いずれかのサービスで80%を超えている状況で、「正当な理由」がある場合は右欄に○印をすること。

(1) 各サービス共通

次のいずれかに該当する場合、当該居宅介護支援事業所は減算の対象とはなりません。

①当該居宅介護支援事業所が特別地域居宅介護支援加算を受けている。	
②判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画数が20件以下である。	

(2) 各サービス個別

上記の(1)以外に正当な理由に該当するものは、次項以降の「4 各サービスの状況」の正当な理由の記載欄に○印をすること。正当な理由記載欄の①から③のいずれかに該当する場合、減算の対象とはなりません。

4 各サービスの状況（※正当な理由がある場合には記載欄の右欄に○印を記載すること。）

①訪問介護	判定期間	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計	
	訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数	26	26	25	24	24	25	(A) 150	
	紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数	22	22	21	20	20	20	(B) 125	
								(B) / (A) × 100 →	83.3%
	紹介率最高法人の名称	法人名A				代表者名	○○○		
	所在地	広島県世羅郡世羅町大字西上原○○番地○							
	事業所名	① 第一訪問介護事業所			③ 第三訪問介護事業所			② 第二訪問介護事業所	
※正当な理由	①当該居宅介護支援事業所の運営規程に定める通常の事業の実施地域に、各サービスごとの事業所が5事業所未満である。								
	②判定期間の1月当たりの各サービスごとの平均居宅サービス計画数が10件以下である。								
	③適切なケアマネジメントを通じ利用者の希望を勘案した結果、特定の事業者者に集中している。								
	上記の居宅サービス計画数で、(B) / (A) × 100が80%を超えている場合は、次の計算式により正当な理由に該当する件数を除いて再計算してください。 【再計算】								
	(B)	(B)のうち正当な理由に該当する計画数	(A)	(A)	(B)のうち正当な理由に該当する計画数			○	
	(125)	(30)	(150)	(30)			80%を超えていないこと		
	$\left(\boxed{125} - \boxed{30} \right) \div \left(\boxed{150} - \boxed{30} \right) \times 100 = \boxed{79.1\%}$								
②通所介護	判定期間	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計	
	通所介護を位置付けた居宅サービス計画数	23	24	24	25	26	26	(A) 148	
	紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数	20	21	21	21	22	22	(B) 127	
								(B) / (A) × 100 →	85.8%
	紹介率最高法人の名称	法人名B				代表者名	△△△		
	所在地	広島県世羅郡世羅町大字西上原○○番地○							
	事業所名	①第一通所介護事業所			③第三通所介護事業所			②第二通所介護事業所	
※正当な理由	①当該居宅介護支援事業所の運営規程に定める通常の事業の実施地域に、各サービスごとの事業所が5事業所未満である。								
	②判定期間の1月当たりの各サービスごとの平均居宅サービス計画数が10件以下である。								
	③適切なケアマネジメントを通じ利用者の希望を勘案した結果、特定の事業者者に集中している。								
	上記の居宅サービス計画数で、(B) / (A) × 100が80%を超えている場合は、次の計算式により正当な理由に該当する件数を除いて再計算してください。 【再計算】								
	(B)	(B)のうち正当な理由に該当する計画数	(A)	(A)	(B)のうち正当な理由に該当する計画数			○	
	(127)	(48)	(148)	(48)			80%を超えていないこと		
	$\left(\boxed{127} - \boxed{48} \right) \div \left(\boxed{148} - \boxed{48} \right) \times 100 = \boxed{79.0\%}$								

③福祉用具貸与	判定期間	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計	
	福祉用具貸与を位置付けた居宅サービス計画数	11	11	11	11	12	12	(A) 68	
	紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数	8	8	8	8	9	9	(B) 50	
								(B) / (A) × 100 →	73.5 %
	紹介率最高法人の名称						代表者名		
	” 所在地								
	” 事業所名	①				③			
	②				④				
※正当な理由	①当該居宅介護支援事業所の運営規程に定める通常の事業の実施地域に、各サービスごとの事業所が5事業所未満である。								
	②判定期間の1月当たりの各サービスごとの平均居宅サービス計画数が10件以下である。								
	③適切なケアマネジメントを通じ利用者の希望を勘案等した結果、特定の事業者集中している。								
	上記の居宅サービス計画数で、(B) / (A) × 100が80%を超えている場合は、次の計算式により正当な理由に該当する件数を除いて再計算してください。 【再計算】								
	(B)	(B)のうち正当な理由に該当する計画数	(A)	(B)のうち正当な理由に該当する計画数					
	$(\quad - \quad)$		$(\quad - \quad)$		$\div \times 100 =$			$\quad \%$	
④地域密着型通所介護	判定期間	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計	
	地域密着型通所介護を位置付けた居宅サービス計画数	10	10	11	11	12	12	(A) 66	
	紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数	7	7	8	8	9	9	(B) 48	
								(B) / (A) × 100 →	72.7 %
	紹介率最高法人の名称						代表者名		
	” 所在地								
	” 事業所名	①				③			
	②				④				
※正当な理由	①当該居宅介護支援事業所の運営規程に定める通常の事業の実施地域に、各サービスごとの事業所が5事業所未満である。								
	②判定期間の1月当たりの各サービスごとの平均居宅サービス計画数が10件以下である。								
	③適切なケアマネジメントを通じ利用者の希望を勘案等した結果、特定の事業者集中している。								
	上記の居宅サービス計画数で、(B) / (A) × 100が80%を超えている場合は、次の計算式により正当な理由に該当する件数を除いて再計算してください。 【再計算】								
	(B)	(B)のうち正当な理由に該当する計画数	(A)	(B)のうち正当な理由に該当する計画数					
	$(\quad - \quad)$		$(\quad - \quad)$		$\div \times 100 =$			$\quad \%$	

- 注1 当該居宅介護支援事業所の運営規程に定める通常の事業の実施地域に、各サービスごとの事業所が5事業所未満であることを正当な理由とする場合は、運営規程の写しを添付すること。
- 注2 記載欄が足りない場合は、適宜様式を追加（別紙一覧など）して記入すること。